

〒060-0808
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
 TEL 011-594-8454
 FAX 011-594-8455
 URL http://tomari816.com
 E-mail info@tomari816.com
 郵便振替口座 02790-1-100850

原発のない安全な北海道に



第4回 法廷だより

12月17日、第4回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。今回は原告4名の意見陳述や弁護団による準備書面の提出および書面の要旨の陳述などが行われました。

泊原発付近の活断層の運動問題などを指摘

12月17日午後2時、札幌地裁805号法廷で、第4回口頭弁論期日が開かれました。今回の期日は、11月12日に提訴された第二次提訴（原告数は、第一次提訴を超える621名です！）の第1回期日も兼ねて行われました。寒さの厳しい日でしたが、前回期日



と同様、傍聴席は満席でした。原告側から、準備書面(4)と(5)に関連する書証が提出されました。被告側からは、準備書面(2)が提出されました。原告側はこれまで、多岐にわたって被告の北電に釈明を求めてきましたが、被告の準備書面(2)の内容は、それら釈明の一部のみ（原子炉の構造上の問題や事故防止対策）について答えるものです。原告側

は、次回期日までにその内容を検討し必要に応じて改めて反論や主張を行う予定です。原告の準備書面(4)では、国事故調査委員会報告書が、福島原発において耐震対策が非常に不十分であったこと、このことは旧指針策定前に設置許可された全国の原子炉全てに共通の問題と思われる等と指摘していることを紹介し、現在の耐震審査指針など

が原発の安全を保つ指針となっていないことを主張しました。また、保安院で問題となった泊原発付近の活断層の運動の問題を指摘しました。同じく(5)では、地震の起こる仕組みなどをわかりやすく解説した上で、日本海側のプレート境界や複雑な海底地形について説明し、次回以降、具体的に主張することになる泊原発近くの海底活断層の主張の前提を整理しました。

それぞれの立場で訴える原告

今回は、4名の原告（一次提訴原告の森山軍治郎さん、二次提訴原告の竹村泰子さん、林恭子さん、熊谷佳子さん）が意見を、弁護団が準備書面(5)の要旨をそれぞれ述べました。森山さんは、1999年2月に札幌地裁で敗訴判決が出された、5万人原告団による泊原発差し止め訴訟の原告代表の一人だった経験をふまえ、裁判官に泊原発の問題を徹底的に勉強した上で審理に臨んでほしいことを訴え、また被告北電の福島事故当時の社長（現会長）が泊原発は福島原発のようなことにはならないと安易に発言していたことなどを述べました。

竹村さんは、平和・環境・人権・教育などを主な主張とし世界126ヶ国で活動する女性団体であるYWCAに所属する立場から、原発の様々な危険性を指摘し、この裁判で泊原発を一日でも早く廃炉にすることの意義を訴えました。熊谷さんは、泊原発の隣町である岩内町で生まれ育った経験を語りました。原発推進の立場の家族との葛藤、豊かな自然と豊かな生活が、泊原発建設によって失われたことなどが生々しく述べられました。林さんは、1歳から中学2年生までの5人の母親として、福島事故以来、原発問題を考え続け、家族全員がこの裁判の原告になった経験を語りました。小さい子供を原告にすることについて最初は悩んだが、子どもの協力も得て原発のない、安心して暮らせる社会を作りプレゼントしてあげることがこの裁判の目的と思うようになったことが述べられました。

次回期日は、4月15日午後2時からです。引き続き傍聴席を満席にして、安全で豊かな生活と未来をめざしましょう！

（文責・林 千賀子）

第4回口頭弁論意見陳述

「核」は原爆から原発まで

私が所属する公益財団法人日本YWCAは、平和・環境・人権・教育などが守られる平和な世界の実現をめざし、世界126ヶ国で活動する女性の団体です。3年毎に全国総会を開きますが、1972年第9回憲法研究会において、自らの生き方を問い直す決意で「核」否定の思想に立つ」と決めました。当時、一般的



にはまだこのかつこ付きの

「核」が原爆から原発まで全ての「核」を示すことの意味が理解されるところまで広く世論が熟成しておらず、理解してもらおうのに苦労したこと、先見の明に今更ながら驚かされます。原爆から原発までのすべての「核」を止めることは、全ての生きものたちの生存権を守ることにつながるからです。

賢明なる裁判長様！あなたは今回のこの「泊発電所の廃炉」をめざす裁判で、私たちが原告が必死に求めているものが何かはすでによくお分かりと存じます。それは、捨てる方法さえ決まっていらない高レベル廃棄物の処理問題を引き起こし、地震、津波に襲われれば、過酷な事故を引き起こし、放射能物質に襲われた福島では16万人もの人々に故郷を失わせ、普通の生活をしてきた人々の生活を破壊してさ

まよわせ、さらに、放射能に汚染されたガレキの処分を未来の世代まで持ち越してしまふ、原発というものを一刻も早く、廃炉にするとということです。

「反原爆と反原発のふたつはつながっている。福島は広島を目を覚ませたのです。」広島で被爆し、反核の父と呼ばれた哲学者・森滝市郎氏（1994年没）の二女、森滝春子さんの言葉です。果たせなかった父・市郎氏の思いを継ぎつつ「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」共同代表をつとめる彼女のような数え切れない被爆者の悲願が福島で踏みつぶされたのです。

「1953年にアイゼンハワー米大統領が打ち出した原子力の平和利用という呼び方に惑わされ、被爆地広島も原発の論理に巻き込まれた春子さんの悔恨だ」（2012・8・5 北海道新聞「異聞・風聞」より）
40万人以上といわれる広島と長崎の被爆死者の方々と福島犠牲者に、私たち生きていく者はどう申し開きをすればよいのだろうか。弁解の余地ありません。

許容可能な放射能は存在するの？

私は専門家ではありませんので、知識や情報には限界があります。が、現代に生きる人間のひとりとして又、母親のひとりとして、こどもたちの未来と環境には重大な責任があると思っています。

36,000トン、或いはその何倍ものガレキは、とくにセシウム137の汚染が心配されています。政府はこの程度の放射能のレベルなら許容範囲だと言っていますが、実際に許容可能な放射能というものは存在しないのではないのでしょうか。目に見えない、臭いもしないセシウムは食品から取り込まれ、濃縮されます。脳とか筋肉に蓄積して、長い期間とどまります。そしていろいろな形で病いを引き起こしたりします。私たちは大丈夫、北海道は大丈夫と思っても放射能はよけてくれません。

すべては子どもたちのために…

私たち市民グループは各々に福島周辺のこどもたちの健

康を心配して、保養のプログラムを企画して受け入れてきました。十分な外遊び、遠足、キャンプもありました。札幌YWCAは、函館YWCAと協力して夏のみではなく冬のプログラムも行いました。短い期間であっても、心の解放と新鮮なおいしい食物が免疫力を高めるからです。こどもたちの笑顔と、帰り際に「北海道大好き」と言ってくれたことで、苦労も吹っ飛ばす思いでした。けれども、泊原発が事故を起こせば、この北海道が、札幌が、福島と同じ状況になってしまふのです。どうか子どもたちのために、泊原子力発電所を一日も早く廃炉にすることに力をお貸し下さる様、心からお願いたします。

（第二次原告団副団長・竹村泰子）

泊原発訴訟とともに四半世紀

1 5万人原告団による泊原発差し止め訴訟の原告代表の1人だった私

・1988年8月提訴、1999年2月地裁判決
・私が原告となった理由



① 放射能自体に対する恐怖
(広島、長崎などでの原爆)

② 高レベル放射性廃棄物
(または使用済み核燃料)
の最終処分が不可能—19
80年代、最終処分地とし
て幌延が最有力候補

③ 1986年のチェリノブ
イリ原発の重大事故
・敗訴。判決文末尾の文章—
「自分たちの子どもに何を
残すのか。多方面から議論
を尽くし、賢明な選択をし
なければならぬ」

② 判決文末尾の指摘にもか
かわらず、敗訴になった理
由はなにか

① 国策としての原発推進
② 北電はじめ電力会社の
「絶対安全」宣伝。「安全神
話」の増幅—「日本の原発
はチェルノブイリとは違

う。ソ連(当時)とは違っ
て日本の科学技術はきわめ
て優秀だから、日本の原発
は絶対安全だ」

③ 裁判官の主体性不足、倫
理観不足、勉強不足。原告
団長・斉藤武一氏「裁判長
をはじめ判事の方々にも、
表に出ている問題はもちろ
んのこと、隠されている問
題も含め、泊原発の問題を
徹頭徹尾勉強してもらわな
ければなりません。裁判長
が正しく勉強してこそ、公
平な判決を導くことが出来
るからです」(「訴状」)

事故後、北電トップの認識

③ 福島第一原発事故に対す
る北電会長・社長の認識
近藤龍夫会長(当時)—「安
全の砦と信じてきた(原子
炉格納容器や原子炉建屋な
ど)『5重の壁』が瓦解した。
現実とせず、悪夢としか
映らなかつた」(2011
年4月28日付『北海道新聞』
佐藤佳孝社長(当時)・現会
長—「泊原発は福島の様
にはならない」。泊は格納
容器の炉型が福島とは違
い、10倍の容積がある。仮
に水素が発生しても濃度は

あがりにくい。同じ災害
にあっても、泊はあはな
らない」(「財界さつぽろ」
2011年5月号)

④ 今回も原告となった理由
① 1988年に提訴したと
きの「私が原告」となった理
由」と同じ

② 1988年に提訴した
「泊原発差し止め訴訟」敗
訴の10年後に泊原発3号機
の運転開始で危険拡大

③ 2011年3月11日の福
島第一原発が重大事故を起こ
した。収拾の目途が
立っていないこと

⑤ おわりに(ごく最近の流れ)

① 2012年の総選挙で原
発推進を積極的な公約とす
る有力政党は存在しない
(自民党—「原発に頼らな
い北海道を目指すため、新
エネルギーの可能性を徹底
的に掘り起こす」、維新の
会—「エネルギー供給体制
を賢く強くする」)

② 専門家による調査の結
果、敦賀原発の「原子炉直
下に活断層」の可能性が高
く、廃炉になる可能性も強
くなった(12月12日現在)
泊原発を廃炉にしてほしい
(原告・森山重治郎)

原発立地で分断された 人間関係

あの日、津波が全てを破壊
し飲み込んでいく映像に「逃
げて!!逃げて!!」と叫んでい
た。福島第一が制御不能に
陥っていくその時、電力会社、
政治家、官僚組織、御用学者、
マスコミがとった行動は隠蔽
と嘘の情報伝えること。



今だに汚染は続くが、政府、
省庁、電力会社は何処も誰も
責任を取らず国民の命を軽視
し多くの犠牲を出し続け、何
より大切な命を守る責務は置
き去りでいいのか?
一体どれだけ犠牲を出せば
原発は止まるのか?

原発立地で地域の人間関係
が分断された1969年、私
は岩内町に生まれた。最終的

に泊村に決まるが、そこに民
主的な議論は無く、何より大
切な人権を侵害されてきた。
子ども達にもそこで安心して
生きて行く権利がある事を無
視してはいけない。

鎌仲ひとみ監督のドキュメ
ンタリー映画「六ヶ所村ラプ
ソディー」では強行な推進派
と建設に反対し必死に訴え体
を張る人々の姿と、お金で権
利を奪って行く政府と電力会
社が映っている。余りに理不
尽で涙が溢れます。故郷を守
ろうと戦った大人達がいた。私
も子ども達の為に行動した
い!突き動かされる思いでこ
こに立っています。皆、町の
繁栄を願う想いは変わらない
が、原発に関して充分知らず
に正しい選択などあり得ない。

国策、反対意見は無視 そして泊原発は稼働した

建設前提で進む国の政策、
反対の意見は無視した形で泊
原発は1988年に稼働し
た。そんな時代を経て原発の
ある風景は日常となっていっ
た。岩内には小学校が3校、
中学校2校、高校1校あり、
どの学校からも原発がみえ
る。立地後に生まれた子ども

達にはその風景は当たり前となった。

私の父の伯父は岩内町町長をし、父は役場に勤務し原発立地推進の立場だった。反対する大人達の声を聞き、子どもの自分も危険なものと思え、親に「原発で事故が起きれば取り返しがつかない、危険だからやめさせて欲しい」と訴えたが、親には発言を止められ「今は無くても、この先処理する技術が出来る」と言われた。今考えると、地域の人々は安全神話を刷り込まれていたのだ。

原発で豊かになると信じ込んだ人々

昔から、豊かな海の恩恵を

受け繁栄してきた地域。子どもの頃に一番印象に残っている港は、数えきれない程の漁船が停泊しライトを灯したイカ釣り船が続々と出港する風景。水平線に見える漁火にワクワクし、翌朝、生きているイカをさばく母の横で、大根や生姜をすりおろし朝イカを食べて登校する日常。ひいじいちゃんが始めた銭湯では地元酪農家が生産する牛乳を売り、母が牛乳配達のパイトをし、私も休日は手伝った。小学校の写生会では牧場の牛を描く、そんな身近な一次産業は原発立地決定後、町から消えた。当時、賛成や中立の大人達は原発立地で雇用が生まれ豊かになると信じて疑わなかったでしょう。実際には原発で豊かな町は残せない。

福島で気づかされたこと

福島の事故後、原発で事故が起きた時電力会社と国はどう対応するのか、まざまざと見せつけられた地元の複雑な心境。もう多くの人々が気付いている。原子力は処理の方法も定まらない核のゴミを出し続け、未来にそのゴミを押し付ける。これ以上増やす事

はどうやっても避けたい。自分達が出すゴミには最後まで責任を取る覚悟を持って生きなければ、次につながる命に對し恥ずかしい。色々な発電方法があるが、私は核のゴミを出す電気はお断りです。これからは電力を自由化し、自分の使う電気は発電方法を選択して買うことが出来る、そんな日本に変われば未来に希望を残す事が出来るのではないだろうか。

(原告・熊谷佳子)

子どもへの影響はおとなの数倍

私には五人の子どもがいます。原発事故が起こったときは、一番下の子を妊娠中でした。

原発事故によって、たくさんの放射性物質が放出されました。私は放射性物質がいろいろな形をとって、広がることを想像します。例えば、雲に含まれ、雨になって農作物に降り、その農作物が食卓に上ることを。一方で、森に放射性物質が降りそそぎ、森の落ち葉で堆肥が作られ、放射性物質を取り込んだ農作物



が食卓に上ります。

子どもは放射性物質の影響が大人の何倍にもなるというので、私はその危険をできるだけ低くしたいと考えています。原発事故以来、東北、関東、中部地方で生産されたものは買わないようにしています。こうして食べものに気を使って、子どもたちが放射性物質を取り込む心配を、減らす努力をしています。これは3・11以来、日常のことになりました。しかしもし、原発で事故が起こったら、今の努力くらいでは避けようのない放射性物質のもとで、子どもを育てていくことになりません。そんなことはできないと思います。

原発のない社会を子どもたちにプレゼント

この裁判の原告に家族全員がなりました。一歳や四歳の子に意思を確認することはできないので、原告にしているのかと悩みました。でも、今は原発のない社会を作り、子どもたちにプレゼントするのだと考えています。

この訴訟の原告募集を聞いたときに、これなら私にもできると思いました。3・11以来、多くの人が被災地へボランティアとして向かいました。私も、被災された方の役に立ちたいと切実に思っていました。私には小さい子どもがいたので、被災地には行きませんが、被災地には気持ちを重ね合わせていました。原発のない社会を作っていくと願い行動することは、小さい子どもの手を引いて被災地にいらっしやる、心細いおかあさんに寄り添うことになると信じています。

(原告・林 恭子)

原告準備書面(4) まとめ

弁護士事務所長 菅澤紀生

原告準備書面(4)は、国会事故調報告書のうち、耐震設計審査指針及びバックチェックの不備についての以下のような記載を引用して、泊原発も北電側から具体的な耐震安全性を確保していることの主張立証がない限り、危険な状態であることを主張しました。

あつたとは保証できない。2006年以降に施されるべき大量の耐震補強がほとんど実施されていなかった事実を照らせば、むしろSレベルの地震動には耐えられない状態であった可能性の方が高いことを否定できない。

東電及び保安院が耐震安全性を評価した施設は、原子炉建屋のほかは、原子炉を「止める」「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要なSクラスの設備のうち7設備(原子炉圧力容器、原子炉格納容器、炉心支持構造物、残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、主蒸気系配管及び制御棒(挿入性)にすぎない。しかも、それぞれの設備の評価対象部位は限られている。対象設備が限定されている点で耐震バックチェックとしては不十分なもので、5号機全体の耐震安全性が確認されたとはい到底言えない。

老朽化も考慮すれば、耐震重要度分類がBやCの箇所ではなおいっそう、旧指針による基準地震動S2(最大加速度370ガル)や、建設当初の機能保持検討用地震動(最大加速度265ガル)に対してさえ十分な強度を保持していなかった疑いすらある。

3・11発生直前における福島第一原発の各号機は、「止める・冷やす・閉じ込める」という安全機能にとって重要な機器・配管系全体が、最大加速度600ガルの基準地震動Ssに耐えられる状態に

そして国会事故調報告書は、「このような状況は、決して福島第一原発のみの特殊事情ではなく、旧指針策定前に設置許可された全国の21商業発電用原子炉に共通の問題だと思われる。さらに、新指針に対するバックチェックと耐震補強の不備に関しては、その有無を全原発について徹底的に調査する必要があるだろう。」と全国の原発の危険性を訴え、耐震審査指針及びバックチェックの不備の報告を締めくくっています。このことは、原告らが訴状で主張したことと同趣旨です。すなわち、耐震設計審査指針は安全

を保つ指針とはなり得ておらず、安全性の根拠としては無効です。同指針を根拠に設計、検査されている日本の全ての原発は、日本中どこで起こるか分からない巨大地震に対応できず、日本国民の生命・身体に具体的危険を及ぼす存在となっているのです。

これに加え、保安院において指摘された活断層の連動の問題があります。北電は、従来、FBI2断層(断層長さ101km、震央距離85km)、マグニチュード8・2が最大の地震であると想定してきましたが、それより泊原発に近いFSI10(黒松内低地断層帯)八雲断層の連動の問題を保安院が指摘し、北電は、総延長162kmの活断層の地震動を評価しなければならなくなりました。

北電に対しては、このように大きく前提が異なるに至った状態で、どのような根拠、計算過程において、耐震性が保たれているといえるのか、明らかにするよう求めています。

その上で、原告らが訴状において主張している泊原発から15kmほどしか離れていない海底活断層の問題を次回以降、具体的に主張していきます。北電から示される計算過程に、この海底活断層の情報を入力すれば、とても耐震性が保たれているということではできません。

◆ 第4回口頭弁論報告会

2012年12月17日口頭弁論終了後、午後3時10分から高教組センターで報告会が開かれました。参加者は、傍聴券ではずれた人(集会・DV「原発と子どもの未来」鑑賞等で待機)と傍聴できた人、また報告会にのみ来られた人を含めて総勢75人でした。

まず、小野有五代代表挨拶のあと、竹村泰子さん、森山軍治郎さん、熊谷佳子さん、林恭子さんが順に意見陳述しました。法廷での緊張感から解放され、それぞれ笑顔で生き生きと話され、なごやかな雰囲気でした。

次に市川弁護士から、これまでの裁判における北電との書面のやりとりを原告人に還元するための方法を検討している旨の発言があり、さらに今後の裁判の進め方について、当面は活断層及び地震動に関する問題を追及し、その後、核廃棄物の問題に取り組みとの説明がありました。また裁判所の姿勢について、4か月に1度の開催は、原子力規制委員会の判断待ちをしていること、の表れではないかという

見方についても言及しました。

そのあと、菅澤弁護士から本日の発言内容の概要について報告があり、続いて難波弁護士から今後も毎回傍聴席を埋めるため、多くの方に法廷に来ていただきたいこと、その際、傍聴券手配の関係上、事前に人数把握をする必要があるため、事務局に傍聴希望の連絡を入れてほしいというお願いがありました。

参加者からは、札幌市以外の遠方から来る人のために希望者全員が傍聴できる大きな会場を設定してほしいという要望(壮瞥町Uさん)、森山軍治郎さんへ24年前の5万人原告団との違いを質問し、森山氏の返答のあと再び「私はこの戦いに生存をかけている」という真剣な決意を表明(釧路Mさん)、また弁護士・原告団ともに勉強が必要という共通認識に立っての推薦本の紹介(常田益代副団長)などの発言が続き、最後に小野代表からの「今後はもっと原告人の皆さんと交流していきたい」という連帯のメッセージで報告会は終了しました。

(事務局/原告・M・Y)

2012.11.17

ドイツはどのようなようにして
脱原発を実現したのか？

第二次提訴記念講演会

第一部
基調講演 ミランダ・シュラーズさん
ベルリン自由大学教授・環境政策研究所長

ドイツは長い時間をかけて
脱原発へ向かった

泊原発の廃炉を求めて二次提訴した記念に、11月17日講演会を開催した。
フクシマの大惨事から1年8ヶ月が過ぎている。フクシマ後変わった国と変わらぬ国と。政治が真摯に向き合う国とそうでない国と。常田益代原告団副団長は挨拶で、



ドイツは何故あんなに早く脱原発できたのか、と問いかけた。当事国日本よりずっと多くを学んだドイツ。その脱原発議論で中心的な役割を果した「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」の委員だったミランダ・シュラーズベルリン自由大学教授、そして委員会が出した報告書を翻訳した吉田文和・北大教授の二人に、第一部「脱原発に向けて」ご講演いただいた。

その歩みは〈緑の党〉の足跡と重なり合う。70年代、原子力が「未来のエネルギー」と言われていた時代に、安全性を疑い反対する人々がNGOなどを中心に2〜3割いて、原発推進政策を変えるために〈緑の党〉を結成する。そして、83年に得票率5・4%で初めて議席を得る。更に、86年に起きたチェルノブイリ事故が大きな社会的インパクトとなり、〈緑の党〉は躍進する。千キロ以上も離れたドイツの大地が放射能物質で汚染されるという現実を突きつけられ、国民の過半数が原子力に反対するようになったからだ。当時与党の社民党も推進から脱原発へ方針転換し、〈緑の党〉との合意形成で、環境省を設立。再生可能エネルギー推進のための法整備を始

める。98年、〈緑の党〉は社民党との連合政権樹立に至り、3年後、遂に「脱原発」を決定する。

ハイテク日本での事故は
技術の限界を知らされた

2011年、世界を震撼させたフクシマの惨事は、原子力リスクについての〈緑の党〉の主張が正しかったことを証明した。前年に原発の稼働期間の延長を決めたメルケルも「ハイテク日本で起きた大変な事故」に技術の限界を感じ、直ちに「倫理委員会」を設置して議論させた。もはや原子力は技術の問題ではなく、倫理の問題なのだ。講演後の宮内泰介・北大教授との質疑応答でも語っていたが、反原発と原発推進とに分断されたこれまでの状況の中で、社会的コンセンサスを得るためにはエネルギー問題を倫理的視点から問う必要があった。エネルギーは何のためにあるのか、原子力は倫理的なのか、17人の委員達は2ヶ月間話し合った。そして、原子力事故の世界的影響、都会の人のため田舎に造る原発、私達の生活のため次世代に押し付ける廃棄物、このような問題



左から 廃炉をめざす会共同代表・宮内泰介（北大教授）
ミランダ・シュラーズ教授 吉田文和教授

点を挙げ、やはり倫理に反する原発は止めよう、なるべく早く、その替わりに安全なエネルギー制度を作る、という結論を導き出した。

新しいビジネスチャンスへ

勿論、このエネルギー革命はそんなに簡単なことではない。新しい社会システムを作り、エネルギー効率を高める必要がある。そのための研究は緒に就いたばかりだ。スマートグリッドやバッテリー技術、あるいは放射性廃棄物の処分方法など、日本とも協力できる。また、一時的にエネルギーコストは上がるが、再生可能エネルギーへの転換は、新しいビジネスチャンスであり雇用拡大にもなる。すでに地方では、再生エネによる持続可能な町づくりに成功し、住みやすく仕事があると、若者に評判の地域もある。

5年間日本に住んだことがあり、日本を第2の祖国だというシュラーズさんは、最後に日本について言及した。「日本にはヴィジョンがない」と指摘し、自然エネルギー豊かな北海道は、原発がなくても大丈夫だから「みんなで新しい将来を考えて」と結んだ。

原発ゼロのシナリオ

講師 吉田文和さん
北海道大学大学院
経済学研究科教授



づくりもいい。また、エネルギーロス対策も有効だ。ウィーンでは街の中にごみ焼却炉があり、その廃熱を周囲の施設で利用して省エネにも大気汚染防止にも役立っている。世界の北方都市では、このような熱電併給が各地で見られるが、日本は遅れているのが実情だ。

最終的には、「量多くそして広く薄く存在する再生エネ」の普及拡大が重要になる。道内の先進例では、道東浜中農協の太陽光発電、十勝鹿追町の家畜糞尿によるバイオガス発電と廃熱の温室利用、津別町の木材工場での廃材利用の発電、稚内市の電力の70〜80%を供給する宗谷岬の風力発電などがある。中小水力もポテンシャル高く、道内合計で泊原発1基分に相当する出力だ。また、地熱発電、洋上風力も期待できる。

85年に原発を作らないと決め、風力とバイオマス発電の先進地になったデンマークの事例を、吉田さんは最後に示し、北海道でも再生エネと省エネで持続可能な社会は出来る。そのために「草の根の取り組みが大事」と締めくくった。

第二部 原告たちが語る思い

第二次原告副団長の竹村泰子さんは、丸木位里・俊夫妻の『原爆の図』で核問題に目覚めたが、力及ばず、フクシマを迎えてしまった。「原発はゆっくりやってくる原爆です」と言った俊さんの言葉が忘れられない、と話した。浅川身奈栄さんは、原発は被害同様、一部の人間の利益のために人の命が軽んじられるという社会構造で、これを正したい、原発をなくしたい、との思いから原告になった、と語った。深町宏美さんは、他人の悲しみや痛みを思いやる想像力は、豊かな自然に触れ感受性を磨くことで培われるが、原発事故はその自然を壊滅させる、だから子どもたちの為に「外で遊べる北海道を守っていきたくて」と原告になった、と述べた。1歳の赤ちゃんを含め5人の子どもと共に原告になった林恭子さんは、原告費用6人分のお金を被災者支援に使った方が有効ではないか、また赤ちゃんの意思は確認できないのに原告にしてよいものか、など悩んだが、「原発のない将来を子どもたちにプレゼントするのだ」と考えたと納得できた、と語った。菅原哲也さんは、原発が爆発しヘリコプターで水を撒いている映像に「なんとというものを僕らは作ってしまったのだろうか」と、恐怖を感じたという。十勝連絡会が出来、124人の仲間が集まったことを報告し、「訴訟に勝利するまでがんばる」と話した。弁護団長の市川守弘さんは、国民の意思が政治に反映され国策として脱原発に舵を切ったドイツの話をお聞き、「ドイツはいいな」と思うが、残念ながら私達は日本に住んでいる。「日本の政治を変えていくのが私達の裁判だ」と、その意義を語った。最後に小野有五共代表が「1年生になったら」の替え歌で、皆で力を合わせて原発を止めようという思いを、会場に響かせた。

(文責・千田素子)



左から 竹村泰子原告副団長、浅川身奈栄さん、深町宏美さん、菅原哲也さん

出版記念 トークショー



「泊原発の廃炉をめざす会」が編者となった『北海道電力〈泊原発〉の問題は何か』の出版記念トークショーが1月27日、紀伊国屋書店札幌本店で行われました。用意した85席がすべて満席となり立ち見の人も出たほどの盛況ぶりです。4人の執筆者が泊原発に向けて訴えました。

パネラーとして登壇した共同代表の小野有五先生が泊原発付近の海底地層の様子について3Dポスターを使いながら分かりやすく説明し、また原告団副団長の常田益代先生は、倫理的に原発の稼働が許されないことを語りました。

来場されていた弁護団の菅澤紀生、林千賀子両弁護士も急きょ登壇し、執筆された章の内容について簡単に話され、臨場感あるトークショーの幅を広げました。泊沖の地層の3Dポスターも滅多に見ることができないので、足を運んだ来場者も興味深げに3Dメガネで眺めていました。

参加した60代女性は「難しい地層の話の分かりやすく、しかも情熱をもって話され、とても内容のあるトークショーだった」と感想を述べ、70代男性は「短時間ながら実に中身が濃く、しかも理解しやすかった」と話していました。用意した書籍も31冊、販売できました。

(文・写真・安川誠二)

書籍

「〈泊原発〉の問題は何か」読書会

会員が本の筆者とざっくばらんに話し合える場にしたいと企画しました。

1・2回は会場の都合で25名まで。事務局/011-594-8454まで要予約

◆日時 1回目 2月21日(木) 14:00~16:00 (先着25名)

講師 常田益代原告団副団長

2回目 3月22日(金) 14:00~16:00 (先着25名)

講師 市川守弘弁護士

3回目 4月15日(月) 11:00~12:00 (口頭弁論日)

講師 常田益代原告団副団長

◆会場 1・2回 クリスマンセンター1階喫茶室

(札幌市北区北7条西6丁目) TEL 011-736-3388

お飲み物はそれぞれにご注文下さい。

3回 北海道高等学校教職員センター(札幌市中央区南大通西12)

映画

「福島 六ヶ所 未来への伝言」上映会

◆日時 2013年3月9日(土)

・10:30~10:50 島田恵監督 挨拶

・11:00~12:40 1回日上映

・13:30~15:10 2回日上映

・15:30~16:30 島田恵監督 講演

・18:00~18:20 島田恵監督 挨拶

・18:30~20:10 3回日上映

◆会場 札幌教育文化会館4階講堂(札幌市中央区北1条西13丁目)

◆入場料 当日1,000円 前売り900円

大丸プレイガイド、道新プレイガイドで取り扱い中。

廃炉の会事務所でも取り置き致します。

島田恵監督作品/2013年/100分(予定)/制作配給:六ヶ所みらい映画プロジェクト 主催:泊原発の廃炉をめざす会 共催:「福島 六ヶ所 未来への伝言」北海道上映委員会

第5回口頭弁論のお知らせ

4月15日(月) 14:00~ 札幌地裁(北1西11)

【集合】13:10 大通公園西11丁目

13:15 皆さんで裁判所に入ります。

傍聴席抽選 13:30

※裁判所に人数を報告しますので傍聴希望者は、事務局にご連絡ください。

【読書会】11:00~ <泊原発>の問題は何か 著者解説 常田益代さん

【集会】14:00~ 傍聴席抽選に外れた人対象

【報告会】15:00~16:30

【会場】北海道高等学校教職員センター(南大通西12)

「北海道電力〈泊原発〉の問題は何か」の読書会がスタートします。

第一回 2013年2月21日(木) 14:00 場所/クリスマンセンター

事務局だより

世話人のみなさんを紹介いたします。

共同代表の小野有五です。被災者支援の市民団体「むすびば」の共同代表でもあり、子どもたち、女性たちをいかに守るかを考えています。北海道をフクシマにはできません。

今まで自然環境保護の訴訟は多く手がけていたが、原発訴訟は初めてです。原発事故は1回でも起こったらお終いということでは分かっていたので反省をしています。一緒に頑張りましょう。

弁護団長 市川守弘

第一次原告団副団長の常田益代です。本業は美術史・建築史です。地球に宿るすべての生命のために活動をはじめました。廃炉にするまでがんばりましょう。

第二次原告団副団長の竹村泰子です。私が小さい頃、日本は戦争をしていました。太平洋戦争末期には、空襲で戦火の中を逃げまどって大きくなりました。焼跡に立って、大事にしていた本や人形など手にすると、ポロポロと指の間からこぼれる灰になってしまった、このことが私の反戦の原点になりました。以来、生命や弱者をおびやかして

くるものは許せない。「原発」ももちろんその最たるものです。廃炉にするまでがんばりましょう。

泊原発廃炉訴訟弁護団の弁護士の林千賀子です。ハイロニュースでは、毎回法廷だよりを書かせてもらっています。安全、安心な社会を北海道から！一緒に頑張りましょう。

弁護士の菅澤紀生です。従前は、環境法の中でも都市計画、まちづくりに関心が強かったのですが、現在は、原発廃止、再生可能エネルギー普及のために奔走しています。

みなさんこんにちは。弁護士の難波徹基です。安心安全な北海道を子どもたちに引き継ぎたい、そんな想いでこの裁判に取り組んでいます。みんなで泊原発を止めましょう。

市川弁護団長がかつて、道警裏金問題を徹しく追及していたところからの縁で、廃炉訴訟の世話人となりました。仕事を持ちながらの活動なので、至らないところがあります。泊原発の廃炉を実現しましょう。問谷真澄